



平成21年3月16日

各位

会社名 三光ソフランホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 誠 一
(コード番号 1729 大阪証券取引所
(ハラクレス市場))
問合せ先 執行役員経営企画室長 有保 誠
電話 048-669-1300 (代表)

新株予約権（ストック・オプション）の消滅に関するお知らせ

当社は、当社役員及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行した新株予約権が消滅することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行取締役会決議日	平成17年8月31日	平成18年4月24日
消滅する新株予約権の個数 (株数)	38個 (152,000株)	43個 (172,000株)
消滅後の新株予約権の個数 (株数)	0個 (0株)	0個 (0株)

2. 新株予約権が消滅する理由

当社は、当社役員及び従業員に対し、平成17年8月及び平成18年4月にストック・オプションとして新株予約権の発行を実施いたしました。しかしながら、当社は、平成21年2月27日付プレスリリース「当社の非公開化等のための定款の一部変更及び全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ」で公表のとおり、平成21年2月27日開催の取締役会において、パイン株式会社による当社株券等に対する公開買付け実施の結果を踏まえ、公開買付者と協議の上、公開買付者等（パイン株式会社、当社の創業者でありかつ代表取締役社長である高橋誠一氏、当社の第二位（同順位2名）株主である高橋幸一郎氏、当社の第二位（同順位2名）株主であり公開買付者の取締役である高橋大輔氏、当社の第五位株主である高橋昌子氏、当社の第八位株主であり公開買付者の取締役である高橋幸枝氏、高橋昌子氏が代表取締役社長を努める当社の第四位株主の株式会社シャイン・コーポレーション）が当

社の発行済株式の全て（自己株式を除きます。）を所有する手続を実施し当社を非公開化することを決定いたしました。このような状況の下、新株予約権者より、その有する新株予約権の全部について権利放棄の申出がなされたことから、会社法第287条に基づき新株予約権が消滅するものであります。

3. 消滅日

平成21年3月16日

4. 今後の見通し

今回の新株予約権の消滅による業績への影響はありません。

以上

〈ご参考〉

第3回新株予約権の概要

- (1) 発行した新株予約権の総数 50個
- (2) 発行した新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 200,000株
- (3) 発行価額 無償
- (4) 既に失効した新株予約権の数 12個
- (5) 行使価額 195円
- (6) 新株予約権の行使可能期間 平成18年11月26日から平成21年11月25日

第4回新株予約権の概要

- (1) 発行した新株予約権の総数 50個
- (2) 発行した新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 200,000株
- (3) 発行価額 無償
- (4) 既に失効した新株予約権の数 7個
- (5) 行使価額 375円
- (6) 新株予約権の行使可能期間 平成19年11月26日から平成22年11月25日